

平成28年度大阪地方最低賃金審議会

第317回総会 会議次第

平成28年7月28日(木) 午前10時30分  
(大阪合同庁舎第4号館2階 第1共用会議室)

1 開 会

2 議 事

- (1) 大阪府最低賃金の改正に係る意見について
- (2) 特定(産業別)最低賃金の改正決定の必要性の有無について
- (3) 平成28年度地域別最低賃金額改定の目安について

3 閉 会

# 大阪地方最低賃金審議会 第317回総会

(平成28年度 第2回)

## 資 料 目 次

資料1	平成28年度地域別最低賃金の審議の進め方	1
資料2	大阪府最低賃金の改正決定に係る意見書	
	(2-1) 全日本電線関連産業労働組合連合会大阪地方協議会の要請書	2
	(2-2) 働く女性の人権センターいこ☆るの要請書	3
	(2-3) 全大阪労働組合総連合の意見書	4
	(2-4) 生協労連大阪府連合会の意見書	5
	(2-5) 大阪自治体労働組合総連合の意見書	9
	(2-6) 自交総連大阪地方連合会の意見書	10
	(2-7) 大阪医療労働組合連合会の意見書	11
	(2-8) 一般社団法人大阪タクシー協会の意見書	12
資料3	各団体からの最低賃金改正等に係る要請	
	(3-1) 全大阪労働組合総連合・全国労働組合総連合取扱 団体署名による要請書	14
	(3-2) 全大阪労働組合総連合・全国労働組合総連合取扱 個人署名による要請書	15
資料4	最低賃金の改正決定の必要性の有無について(報告)	16

平成28年度 地域別最低賃金の審議の進め方

大阪労働局

	本審 (総会)	地域専門部会	事務局の手続き
7月	<p>第316回審議会総会 (第1回) 地域別最賃改正諮問 7月5日 (木) 14:00 4号館2階第2共用会議室</p>	<p>第1回 地域専門部会 7月27日 (水) 10:45 2号館5階共用会議室E</p>	<p>7月5日 (木) 地域専門部会委員推薦公示 7月13日締切 意見聴取公示 7月20日締切</p>
	<p>第317回審議会総会 (第2回) ・中賃目安の伝達 ・関係労使意見聴取 (陳述) 7月28日 (木) 10:30 4号館2階第1共用会議室</p>		<p>7月20日 (水) 地域専門部会委員任命</p> <p>部会長、部会長代理の選出 審議の進め方について 審議資料等について</p>
8月	<p>第318回審議会総会 (第3回) 地域専門部会審議結果 の報告及び6条5項適 用不可 (採決) の場合の 答申 8月5日 (金) 15:00 4号館2階第2共用会議室</p>	<p>第2回 地域専門部会 8月1日 (月) 14:00 2号館9階共用会議室B</p>	<p>金額改正審議</p>
		<p>第3回～結審 地域専門部会 第3回 8月2日 (火) 10:00 第4回 8月3日 (水) 10:00 第5回 8月4日 (木) 9:00 (予備日) 8月5日 (金) 13:00 2号館9階共用会議室B</p>	<p>金額改正審議・結審 全会一致の場合には答申</p> <p>答申後 地域最賃答申 (意見) 要旨 の公示 (異議申出)</p>
9月 ～ 10月	<p>第319回審議会総会 (第4回) 異議申出に係る 諮問、答申 4日答申の場合 8月22日 (月) 10:30 5日答申の場合 8月23日 (火) 10:00 2号館5階共用会議室C</p>		<p>異議申出締切 4日答申の場合 8月19日 (金) 5日答申の場合 8月22日 (月)</p>
			<p>官報公示 4日答申の場合 8月31日 (水) 5日答申の場合 9月1日 (木)</p> <p>効力発生 4日答申の場合 9月30日 (金) 5日答申の場合 10月1日 (土)</p>

別紙

2016年6月20日

大阪府最低賃金審議会  
会長 富田 安信 様

団体名：全日本電線関連産業労働組合連合会  
大阪地方協議会  
代表者名：議長 矢野 和 宏

### 大阪府最低賃金の大幅な引上げに向けた要請について

#### 〔要請内容〕

1. 大阪府最低賃金は、政労使合意の「雇用戦略対話」および政府の成長戦略に基づき、公正な労働基準とセーフティネットとしての実効性の高い賃金水準の確保に向けて、早急に「連合大阪リビングウェイジ990円（時間額）以上」に改正すること。
2. 最低賃金の引き上げに当たっては、特に中小企業の生産性向上に向けて総合的な支援施策の拡充をはかること。さらに、企業間における公正な取引が確保される諸施策の実効性を高めること。
3. 新たに設定する産業の特定最低賃金は、新設の申出要件を緩和し、当該産業の賃金の底上げをはかり労働条件を向上させること。また、特定最低賃金の基幹的労働者は、地域別最低賃金に対して優位性を確保すること。
4. 地域別最低賃金が特定（産業別）最低賃金を上回るおそれのある業種については、2014年から実施した当該産業の労使を選出した専門部会方式で「改正の必要性審議」を行うこと。
5. 大阪府最低賃金審議会において、意見書の提出者および関係労働者・使用者、その他関係者の意見聴取の機会を確保すること。特に割合が増加している非正規労働者の生活実態および意見を尊重すること。

#### 〔理由〕

関西・大阪の経済、雇用情勢は、輸出・生産面に新興国経済の減速の影響から一部弱い動きが見られるものの、緩やかに回復している。一方で国内全体では、2015年の物価変動を考慮した実質賃金指数は、4年連続でマイナスとなり、企業業績が賃上げにつながる経済の好循環は十分な広がりを見せていない。また、非正規労働者数（平成27年10-12月：労働力調査）は、2015万人と前年同期に比べ12万人増加し、ワーキングプア（働く貧困層）と呼ばれる年収200万円以下の労働者は1,100万人を超え、連合のアンケートでも非正規労働者の7割が200万円以下となっている。

これらは雇用における公正・公平な処遇とセーフティネットが確立されないままに規制緩和をおこなった結果であり、OECDからも日本の働き方の二極化による所得・処遇格差の問題は、再々指摘されている。さらに日本のGDP約6割を占める個人消費を喚起し、経済の好循環に向けては、消費性向の高い低所得者層の処遇改善が急務であり、それが景気の底支えや内需拡大につながるものと認識している。

現在の日本の最低賃金水準は、先進国の中でも極めて低い水準にあり、このままでは社会の持続的な発展基盤をも揺るがしかねず、社会を不安定化させるものであり、3年連続での賃上げによる賃金上昇や生計費を考慮し、さらなる均等待遇の法制化で全体の底上げをはかるべきと考えている。このような低水準を早期に克服しなければ、私たちは日本国憲法第25条で保障されている「健康で文化的な最低限の生活」をおくる権利が保障されているとは言えない。

地域別最低賃金審議会は、社会的賃金決定システムで賃金の底上げとセーフティネットを確立する今日的役割として、一層重要性を増しており、労働者の生活の安定と向上に寄与するよう十分な機能の発揮を求める。

私たち全電線は、速やかに最低賃金額を大幅に引き上げ、公正な労働基準とセーフティネットの確立に向けて、実効性の高い水準に改正されることを要請する。



以上



2016年7月20日

大阪府最低賃金審議会会長  
富田安信 様

## 2016年最低賃金の大幅な引き上げについての要請

働く女性の人権センター 代表 立間節子  
共同代表 村上幸子

最低賃金の改訂に真摯に取り組んでいただいていることに敬意を表し、2016年の改訂にあたり、人間らしい生活を基準においた審議を尽くしていただくことを期待します。

増加を続ける非正規労働者は2,015万人に達し、ワーキングプアと呼ばれる年収200万円以下の労働者は1,100万人を超えました。しかも、働く女性の過半数が非正規で働いています。今や短時間労働者＝「主婦パート」の家計補助であるとは限りません。

労働者自身が主たる生計維持者であったとしても家庭の事情により、長時間働くことができない方や、或いは長時間働きたくても企業の経営方針によって週40時間働くことができず、やむなく短時間労働でダブルワークやトリプルワークで生計を維持されている方も決して少なくありません。

このような余裕のない働き方は、健康面・精神衛生面から考えても大変問題があるのではないのでしょうか。非正規労働者の大半は時間給で働く労働者であり、その多くが最低賃金水準で働いています。最低賃金の改訂が賃金の引き上げに直結する事態となっており、その意味で、非正規労働者の生活水準の底上げに与える影響が高まっています。

最低賃金の水準は、憲法で保障されている「健康で文化的」な生活水準を意識するべきであると考えます。非正規労働者であっても、心身の具合が悪ければ、「躊躇せずに」医者にかかり、安心して休暇を取り、また、心身のリフレッシュのために余暇を楽しみ、将来のために多少は貯えもできる、そんな「当たり前の生活ができる」賃金水準を、最低賃金が保証すべきだと考えます。

まじめに働けば、普通に安心して暮らせる社会、若い人たちや子どもたちが未来に希望を持てる社会、老後の不安のない社会をつくっていくために、最低賃金がセーフティネットの役割を果たすにふさわしいものになるよう、最低賃金の大幅な引き上げにむけた審議がなされますよう、下記のように要請いたします。

## 記

1. 大阪府最低賃金を1,400円以上に引き上げてください。
2. 最低賃金の引き上げが中小企業の経営破綻を招くというのであれば、その根拠を挙げわかりやすく説明してください。
3. 最低賃金の周知徹底、履行、違反根絶のため、人的配置も含めた万全の措置をとってください。

以上



2016年7月20日

団体名 全大阪労働組合総連合  
 代表者名 議長 川辺和宏  
 住所 〒530-0034 大阪市北区錦町2番2号  
 国労大阪会館内

## 大阪府最低賃金額 1,000 円の早期実現を求める意見書

安倍政権は「一億総活躍プラン」の中で、「同一労働同一賃金の実現など非正規雇用の待遇改善」を政策として掲げ、「最低賃金については、年率3%程度を目途として引き上げ、全国加重平均が1,000円となることを目指す」としています。同時に、中小企業、小規模事業者の支援や取引条件の改善にも言及しています。非正規雇用労働者の賃金が正規雇用労働者の6割にしかないという実態も明らかとなっており、早急な賃金の底上げが求められています。

昨年、大阪では20円引き上がり府下19万人の労働者に影響しました。しかし、858円では、フルタイムで週5日働いても年収164万程で、「健康で文化的な生活」は出来ません。今年、大阪労連が行った生活証言運動・最低賃金体験運動でも、「老後のことを思うと、長生きは禁物」「いつも現実から目を背けたい気持ちで生きている」と賃金が低いことによって社会的尊厳を失いかねない声も出ており、現在の最低賃金で生活することは精神的にも追い詰められる状況にあることが明らかとなりました。

今や大阪府で働く労働者の42.3%が非正規労働者となっています。大阪府最低賃金審議会は、年収200万円以下の働く貧困層（ワーキングプア）が増加している大阪の労働実態を踏まえ、生計費に基づいた水準での議論と最低賃金の大幅な引き上げに踏み込む審議をすべきです。

世界では全国一律最低賃金制が主流であり、先進国の最低賃金は1,000円を超えています。賃金の底上げ、内需の拡大、地域活性化のためにも、中小企業支援策の拡充とともに、早期に最低賃金1,000円への到達を求めます。

### 記

- 1、大阪府最低賃金を早期に1,000円に到達させる視点で、改定額の審議をすること。
- 2、全国・全産業一律最低賃金制を確立すること。
- 3、最低賃金の大幅引き上げと同時に公契約法の制定、中小企業関連予算の増額、中小企業支援策の強化、公正取引確立のための下請け法等の改正の実行を政府に求めること。



以上

2016年7月15日

大阪府最低賃金審議会会長 殿

生協労連大阪府連 合会  
 執行委員長 土橋 豊  
 大阪市天王寺区悲田院町 8-12  
 国労南近畿会館 4階

## 大阪府最低賃金額 1,000 円の早期実現を求める意見書

2016 年度の最低賃金についてご審議いただく委員のみなさまに心より敬意を表します。私ども生協労連大阪府連合会（生協労連大阪府連）は、大阪にある生活協同組合と関連職場で働くなかまの労働組合であり、パート労働者など非正規雇用のなかまを多数組織している労働組合です。今年度の大阪府最低賃金額の改定にかかわり、意見を述べさせていただきます。

### 1. 生協労連の概要について

全国生協労働組合連合会（生協労連）は全国の生協及び生協関連ではたらくなかまを組織しており、全国 46 都道府県に組織を有しています。現在の組織数は約 65,000 人で、うち 45,000 人余り、ほぼ 7 割がパートなど非正規で働くなかまとなっています。大阪においても、約 2,900 人の組合員のうち約 1,700 人、約 6 割がパートなど非正規で働くなかまです。そして、中央本部では最賃闘争本部を設置し、最低賃金の引き上げのとりくみを全国各地で展開してきています。合わせて、パートなど非正規労働者の均等待遇の実現と組織化を軸とした活動をすすめてきています。

### 2. 2015 年度の地域別最低賃金の改定と地域格差問題について

#### ①2015 年度の最賃引き上げ額では生活改善できず、実質的な賃下げ

この間、賃上げなしに景気回復はないと政策課題としてもクローズアップされ、政府も最低賃金の引き上げは重要な課題として位置付け、各界から大きな期待が寄せられました。

審議会での労使の意見の隔たりが大きいなかで、最終的には 2014 年度につづき引き上げ額（加重平均）を二桁台に乗せたことは評価しつつ、中央審議会での目安額 A ランク 19 円、B ランク 18 円、CD ランク 16 円という額はまったく満足いくものではありません。社会保障費負担増、消費税増税、さらには物価高騰などの影響を考えると、生活改善どころか実質的な賃下げの改定となったことを率直に指摘せざるを得ません。





## ②地域格差拡大はさらなる地域経済の衰退を招く

中央審議会が目安としたAランクとCDランクの差が当初から3円もあるなかでは、さらに地域間格差が広がる結果となりました。最高額と最低額の格差は214円（前年は211円）とさらに拡大し、フルタイム就労（年2,000時間計算）で月に3万5500円、年間で42万8000円もの差がつくこととなります。今まさに地域経済の活性化が重要な課題となっているのにもかかわらず、同じ業務で同じ金額の商品を販売していても賃金に24%もの差がつくのであれば、労働者がDランク地方から流出していくのは当然です。これでは安倍政権がめざす「地方創生」に水を差すばかりではなく、地域のさらなる「衰退」を加速させるものとなります。

こうした点では、214円まで拡大した地域格差を早急に解消すること、少なくともCDランクについてはなくしていくことが喫緊の課題となっています。

## ③低すぎる最低賃金、水準の見直しを

業界団体との懇談のなかでも、「いまの最低賃金は低すぎる。この最賃で生活できるとは思えない。しかし、自分のところだけ大幅に賃金を上げるということも、地域の水準を考えるとなかなかできることではない」と言っています。

ここで問題となってくるのが、最賃そのもの水準問題です。日本の最低賃金制度は1959年に業者間協定方式として発足しました。当時は、高度経済成長期の中学卒業者の人手不足にたいし、「中卒女子初任給」協定を拡張適用させたものでした。その後、アメリカの経済圧力のなかで1968年に法改正をし、現在の審議会方式となりました。その当時の最賃はいわゆる「専業主婦パート」の「家計補助的」賃金を対象とした最賃額でした。この考え方は2007年の法改正後も変わっていません。なお、私たちがとりくんできた最低生計費調査では全国共通して時給1,500円（月150時間換算）程度が最低時給の水準という結果となっています。

いまやパートなど非正規労働者は労働者の4割を占め、かつての「家計補助」な労働から基本労働にかわり、家計に占める位置も抜本的に変化してきています。生協労連は以前から全国一律での1,000円以上の最低賃金制度確立の要求を掲げ、その実現のためにとりくんできています。「労働者が人たるに値する生活を営む」ためにも早急に実現していくべき時がきています。

## 3. 生協で働くものの実態（パート労働黒書から）2016年2月集約

### パートの手記（C生協）

誰もが健康で文化的な生活を営む権利、誰もが教育を受ける権利があるはず

専門学校へ進学したいと言う子どもの希望に学校へ通わず資金がどうしても用意



することが出来ず、進学を諦めさせた経験があります。

5年以上前のことですが、今でも忘れられない金融機関の方からの厳しい言葉がありました。「お客様のお望みの金額は、お客様の年収では返済出来ないし、例えお客様の親御さんの年金を担保にしても、お望みの半分も融資出来ない」という言葉です。

私たち家族よりもっと厳しい現実と向き合って生活をされている方々がたくさんおられます。誰もが健康で文化的な生活を営む権利、誰もが等しく教育を受ける権利があるはずです。低所得で苦しい生活をよぎなくされている方にとって、最低賃金を上げてもらう事は、命をつなぐのに等しいくらい大事なことです。生活をしていく上で、最低賃金 1500 円は必要です。賃金格差を本当に無くしていきたいと思っているなら、私たちのせつなる声に耳をかたむけてください。お願いします。

## パートの手記 (H生協) 全国一律最低賃金制度に

私は、配送の仕事をしているのですが、働く仲間がどんどん辞めていき、慢性的な人員不足が続いて、仕事が休みづらい状態がここ2年の間にひどくなっています。募集をかけても全く人がきていません。経営側は今の配送の正社員、パートの働き方、働かせ方を考えなおさなければならない時期に来ているんじゃないかと思っています。

私の親が最近、年金が下がって生活が苦しくなるいっぽうだ！！と愚痴をこぼしていました。今の政府はアベノミクスの三本の矢で、デフレからも脱却しつつあるし、景気も回復しつつあると胸をはって言ってるけど、私たちの暮らしの実情を見て言っているのだろうか？と思います。税金は上がる、物価もどんどん上がってお金に羽が生えたかのように出て行きます。本当に景気がよくなっているなら、なぜ私たちの賃金は上がっていかないのでしょうか！？年収の低い者にとってはただただ生活が苦しいだけで、働けど働けどわが暮らし楽にならずというのが実情です。

暮らしがこんなに厳しく大変なのに、来年また消費税が上がります。前にテレビで軽減税率の事を言っていました。食料品の消費税率を8%に据え置いても一世帯あたり新たに6万2千円の負担増になって、軽減にはならないし所得の低い人たちがますます厳しい暮らしになると、何も明るい希望が見えてきません。

これからの日本の経済を支えるであろう若者たちの賃金が上がっていかない、あげくに正社員にもなれない、子どもの貧困という事まで問題となっています。低賃金で年収の低い者にとっては、賃金を上げてもらう事がとても重要な事です。経営者側に賃金を上げてくれと毎年訴えても、のれんに腕押し、ぬかにくぎって感じでまったく聞き入れてもらえません。

毎年少しずつ上がる最低賃金が最低限度の生活出来る金額 1500 円になれば経営

者側も賃金を上げざるを得ません。誰もが健康で文化的な生活が出来るように、みんなが笑顔で暮らせる様に本当に賃金格差をなくしたいと思っているなら全国同じ最低賃金にしてください。そして、私達の声に耳をかたむけてください。お願いします。

#### 4. 時給 1,000 円以上は実現可能である

時給 1,000 円以上の最低賃金は実現可能です。第1は、労働者の生計費の最低限確保には時給 1,000 円以上が絶対必要だということです。第2は、学歴初任給比較との関係でも、時給 1,000 円以上は高卒初任給程度の水準だということです。第3は、最低賃金の国際比較との関係でも、先進国では時給 1,000 円以上が常識となっていることです。第4は、現実の市場動向調査を見ても、首都圏及び名古屋、関西圏ではパートなど非正規労働者の時給はすでに 1,000 円を超えている実態があるということです。こうした状況を考えれば、今すぐに時給 1,000 円以上にすることが可能です。

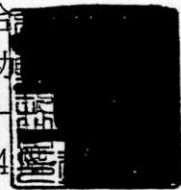
最後に改めて、全国どこでも「働いたら暮らせる賃金水準」を早期に実現し、日本国民が安心して暮らせる社会の実現をめざしていただきたい。そのためにも、大阪の審議会では、労働者の 42% が非正規労働者となり、年収 200 万円以下の貧困層が増加している大阪の実態を踏まえ、使用者側の利益追求のみではなく、地域経済の発展、活性化のために積極的な最低賃金引き上げの審議をしていただくことをお願いします。

以上

2016年7月20日



大阪自治体労働組合総連合会  
 執行委員長 荒田 功  
 大阪市北区天神橋1-13-1  
 大阪グリーン会館4F



## 大阪府最低賃金額 時給 1,000 円以上をただちに実現し、すべての労働者が安心して働き生活できる賃金制度の確立を求める意見書

公務職場における非正規職員は、公務員定数削減と公共事業のアウトソーシングが進み、国公職場で7万人、自治体職場で70万人、公立学校で20万人にも及んでおり、大阪では22自治体で非正規職員率が4割をこえています。非正規職員なしに公務職場は成り立たず、すべての職員が一体となって住民福祉を支えています。本来ならば正規職員が配置されるべき恒常的・基幹的な業務を「非常勤」「嘱託」「臨時」といった職員が配置され、低賃金・劣悪な処遇で働かされている実態があり、普通に働いても生活できない「官製ワーキングプア」を国や自治体行政自ら作り出している状況です。

自治体の非正規職員や公共関係労働者が生活や働き続けることに対して不安を感じていること、離職せざるを得ない状況があることは、行政運営をするうえでの質や専門性の維持・向上の保障ができず、住民の権利を奪う事態に直結します。保育・学童保育・介護など福祉職場では、多くの自治体で4月1日から欠員が生じる事態となっています。

また、昨年、大阪最賃が858円に引き上げられたことによって、大阪府内の自治体で最賃（前年度838円）の水準であった28自治体に影響があり、公共関係職場で働く労働者の賃金引き上げにも影響しています。しかし、税負担・生活必需品の値上げなどや社会保障の削減により、生活改善や安心して働き続けられるための抜本的な解決につながっていません。

大阪府最低賃金審議会は、大阪の労働者の4割以上が非正規労働者となり、年収200万円以下の貧困層が増加している実態も踏まえ、生計費に基づいた水準での議論と最低賃金の大幅な引き上げに踏み込む審議をすべきです。

世界では全国一律最低賃金制が主流であり、先進国の最低賃金は時給1,000円を超えています。賃金の底上げ、内需の拡大、地域活性化、そして住民福祉の増進のためにも、中小企業支援策の拡充とともに、ただちに最低賃金時給1,000円以上へ引き上げ、1,500円以上を実現することを求めます。

つきましては、大阪最低賃金審議会において下記の項目について厳正な審議を求めます。

### 記

- ①大阪府最低賃金をただちに時給1,000円以上に到達させ、1,500円以上を実現させる視点で、改定額の審議をすること。
- ②全国・全産業一律最低賃金制を確立すること。
- ③最低賃金の大幅引き上げと同時に公契約法の制定、中小企業関連予算の増額、中小企業支援策の強化、公正取引確立のための下請け法等の改正の実行を政府に求めること。

以上



2016 (平成 28) 年 7 月 20 日

大阪地方最低賃金審議会会長 殿

団体名	自交総連 大阪地方連合会
代表者名	執行委員長 秋山 民夫
住所	大阪市浪速区敷津西 1-4-11

## 大阪府最低賃金額 時給 1,000 円の早期実現を求める意見書

大阪のタクシーは、1997年の消費税増税、2002年の規制緩和（参入規制の撤廃）、2008年のリーマンショックが拍車を掛け、売上が減少するとともに労働者の賃金が大幅に下がりました。その主たる原因は、当時の国土交通省近畿運輸局も認めていた供給過剰状況にある府下全域で、新規、既存事業者による増車と運賃競争が発生したことです。

さらに、厚生労働省が「廃止すること」としている累進歩合制賃金が主流で、タクシー利用客はもちろんのこと、労働者（車両）を増やせば、それだけ事業者の儲けが増える仕組みになっています。

2002年に端を発した約3500台にも及ぶ増車は、大幅な供給過剰を生みだし1台あたりの売上が激減、それに比例して労働者の賃金が下がり、家庭の崩壊を生み出しました。働き盛りの壮年層が減少し、若年層に至っては全くといってよいほど入ってこなくなり、現在の大阪のタクシー労働者の平均年齢は61歳を超えています。

この間、営業収入の減少とともに、駅等の待機や客待ちまで、自動日報で休憩時間にカウントし時間外などを支払わない事業者まで現れ、違法行為がまん延するなど危機的な状況と言えます。賃金や労働環境の悪化が進み、過労死（脳・心臓疾患）に至っては、雇用者10万人当たり、全産業平均が0.49人に対して、道路旅客（バス・タクシー）は1.8人と3.6倍以上にもなっています。

数年来、タクシー事業者は「タクシーに最低賃金はなじまない」と主張していますが、乗客の「安心・安全」を担保する最低限の労働条件・環境をも是正しないのであれば、地方公共交通機関を担保する事業者のコンプライアンスは無いに等しいと言わざるを得ません。最低賃金法違反を生み出さない賃金体系を構築するのが先決であり、タクシー事業者の主張は本末転倒です。

世界では全国一律最低賃金制が主流であり、先進国の最低賃金は時給1,000円を超え1500円以上のところもあります。賃金の底上げ、内需の拡大、地域の活性化のためにも、中小企業支援策の拡充とともに、早期に最低賃金時給1,000円を早期に実現するよう求めます。

記



- 1、大阪府最低賃金を早期に時給1,000円に到達させる視点で、改定額の審議をすること。
- 2、全国・全産業一律最低賃金制を確立すること。
- 3、最低賃金の大幅引き上げと同時に公契約法の制定、中小企業関連予算の増額、中小企業支援策の強化、公正取引確立のための下請け法等の改正の実行を政府に求めること。

大阪府最低賃金審議会会長 殿

2016年7月 日

団体名 大阪医療労働組合連合会  
 代表者名 染原 剛  
 住 所 大阪市北区天神橋1丁目1-15

## 早期に大阪府の最低賃金額 1,000 円の実現を求める意見書

医療職場の賃金は他産業の平均金額を下回る低水準になっています。患者の命と健康にかかわる重責を担い、交代で24時間365日切れ目なく職務をする過密過重な労働に従事していますが、それにふさわしい賃金を得ていません。そのうえ、政府の雇用政策は医療の現場にも大きな影響を及ぼし、事務・給食・警備・患者送迎・施設管理などの仕事を派遣・委託契約で働く労働者が増加しています。その中には最低賃金やそれに近い時給で働いている労働者が珍しくありません。

本来、医療とは医師をはじめ全ての職種が患者を中心に連携して行うチーム医療が基本です。しかし、職場内の雇用形態・賃金の大きな違いはチームワークを阻害し、良好な医療の提供の妨げとなっています。

また、時給が1,000円を下回る労働者の生活環境は「健康で文化的な生活」には程遠いもので、疾病をかかえる患者に相対する労働者として、心と体のコンディションを維持することは極めて困難です。最低賃金を大幅に引き上げ、すべての労働者が人らしい生活をできるよう審議されることを要請します。

介護職場の状況はさらに深刻です。最低賃金やそれに近い水準で働く労働者の比率は高く、介護職全体がワーキングプアとして社会から認識されています。若者は介護の仕事に夢や希望をみいだしながらも、賃金の低さから職業として選択できない状況が続いています。人口における高齢者の比率が増加し続ける現状を考えれば、一刻も早い改善が求められています。

昨年、大阪では最低賃金が20円引き上がり府下19万人の労働者に影響しましたが、今や大阪府で働く労働者の42.3%が非正規労働者となっています。大阪府最低賃金審議会は、年収200万円以下の働く貧困層（ワーキングプア）が増加している大阪の労働実態を踏まえ、生計費に基づいた水準での議論と最低賃金の大幅な引き上げに踏み込む審議をすべきです。

世界では全国一律最低賃金制が主流であり、先進国の最低賃金は1,000円を超えています。賃金の底上げ、内需の拡大、地域活性化のためにも、中小企業支援策の拡充とともに、早期に最低賃金1,000円への到達を求めます。

記

- 1、大阪府最低賃金を早期に1,000円に到達させる視点で、改定額の審議をすること。
- 2、全国・全産業一律最低賃金制を確立すること。
- 3、最低賃金の大幅引き上げと同時に公契約法の制定、中小企業関連予算の増額、中小企業支援策の強化、公正取引確立のための下請け法等の改正の実行を政府に求めること。



労務第5号  
平成28年7月20日

大阪地方最低賃金審議会  
会長 富田安信 殿

一般社団法人大阪タクシー協会  
会長 三野文男

### 地域別最低賃金額改定に対する意見書

謹啓 平素は、何かとご指導を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、中央最低賃金審議会では、6月14日の同審議会への諮問を受け、「目安に関する小委員会」が開催され、地域別最低賃金額の改定について検討されているところであります。

また、大阪においても、7月5日に貴審議会へ改定額について諮問がなされたところであります。

最低賃金額については、平成19年から毎年大幅な引き上げが続いており、その結果、労働集約産業であり、必要経費に占める人件費の割合が大きいタクシー事業にとっては、その影響は非常に大きく経営を圧迫するところとなっています。

本年も、中央最低賃金審議会への諮問においてニッポン一億総活躍プラン、経済財政運営と改革の基本方針2016及び日本再興戦略2016(いずれも平成28年6月2日閣議決定)に配慮した、今までにない大幅な引き上げ(年率3% 大阪府で26円)が求められているところであり、到底認められるものではありません。

タクシー業界は、長期的に利用者が減少しており、加えて規制緩和により深刻な供給過剰に陥ったことにより労働条件が悪化しました。

このため平成21年6月に「特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法」が制定され、また、平成25年11月には、「同法の一部を改正する法律」が成立し、タクシー事業の適正化及び活性化に向けてさらなる取り組み強化を図るとともに、法の目的であります労働条件の改善に取り組むこととしております。





このような状況下における大幅な最低賃金額の改定は、労働条件改善に向け努力してきたこれまでの成果を水泡に帰すことにつながりかねません。

特に、タクシー乗務員の給与体系として歩合制を採用していることから、大幅な最低賃金の引き上げが続くと、水揚げの多寡により最低賃金を下回る状況を余儀なくされ、法違反を生じさせる懸念があります。

もとより賃金の引上げが実現され、経済が発展するとともに府民生活がより豊かになることは、府民全員が等しく願うところであり、当業界におきましても強く願望するものでありますが、最低賃金の引上げは生産性が向上し、事業の賃金支払能力に余力が生じて初めて可能になるものであります。

当協会といたしましては、上記の理由により最低賃金額の引き上げについて慎重の上にも慎重にご審議されるとともに、地域別最低賃金の原則を定めた最低賃金法第9条の趣旨にご斟酌を賜り、大阪のタクシー業界の現状にご理解をいただきますようお願い申し上げます。

謹白

震災復興、生活改善、経済の好循環に向け生活保障賃金の確立を！  
 大阪府の最低賃金（858円/時）の大幅引き上げを！  
 全国一律<sup>時間額</sup>1,000円以上の最低賃金実現を求める要請

内閣総理大臣殿  
 厚生労働大臣殿  
 中央最低賃金審議会会長殿  
 大阪最低賃金審議会会長殿  
 大阪労働局局長殿

2016年 月 日

## ● 要請趣旨 ●

雇用労働者の4割以上が非正規雇用になり、労働者の4人に1人が年収200万円以下のワーキング・プアです。低賃金で不安定な仕事にしか就けず、結婚、出産・育児ができない人が増え、少子高齢化がますます進行し、社会基盤を硬直化させています。そのうえ大震災の被災地の復興や生活再建も進んでいません。

政府は、経済の好循環を実現するには賃金の引き上げが必要と言いつつ、地域別最低賃金は最も高い東京で907円、鳥取、高知、宮崎、沖縄では693円です。フルタイムで働いても、月額10万～13万円の手取りでは、健康で文化的な最低限の生活はできません。地域間の格差は214円に拡大し、労働力の地方から都市部への流出を招いています。地方・地域を再生させるうえでも、地域間の格差の是正と最低水準の大幅な引き上げが絶対に必要です。

安倍首相は「毎年最賃3%程度の引き上げを目指す」としていますが、この目標では2020年には全国加重平均で925円にしかならず、2010年雇用戦略対話の「できる限り早期の全国最低800円を確保し、2020年までに全国平均1000円をめざす」とする政労使の合意からは後退しています。

法人税の減税や円安が急速に進んだことで大企業の内部留保は前年度から14.4兆円積み増し、株主配当は12.1兆円と過去最高になっています。一方、消費増税の影響で物価は大幅に上昇し、労働者の実質賃金は厚生労働省毎月勤労統計調査10月確報でもわずか0.4%の上り幅に抑えられ、低迷が続いています。真の「経済再生」を実現するには、中小企業への経済支援、下請け単価の改善を図り、最低賃金を引き上げることが必要です。人間らしく生活できる金額の最低賃金を基本に、生活保護基準、年金、下請け単価、家内工賃、課税最低限などを整備すれば、誰もが安心して暮らせる社会をつくることができます。

ついでには2016年の最低賃金改定にあたり、下記事項が実現されるよう、貴職のご尽力をお願いします。

## ● 要請事項 ●

1. 最低賃金の地域間格差をなくし、全国一律の最低賃金制度の創設をめざすこと。
2. 最低賃金時間額を、すみやかに時間額1,000円以上へと引き上げ、大阪においては1,400円以上に引き上げること。
3. 全国一律最低賃金制度は、年金支給額、下請単価、業者や農家の自家労賃などに連動させ、ナショナル・ミニマム（国民生活の最低保障）の基軸とすること。
4. 最低賃金は、時間額だけでなく、日額、月額も明示すること。

2016年 月 日

住所

大阪府守口市文園町10番15号

団体・代表者名

関西医科大学労働組合附属滝井病院支部

支部長 甲斐 正美

印

[取扱団体] 全大阪労働組合総連合/全国労働組合総連合

この署名用紙は、大阪府最低賃金審議会に提出します。

要請以外の目的に個人情報が使用されることはありません。



震災復興、生活改善、経済の好循環に向け生活保障賃金の確立を！  
 大阪府の最低賃金（858円/時）の大幅引き上げを！  
 全国一律<sup>時間額</sup>1,000円以上の最低賃金実現を求める要請

内閣総理大臣 殿  
 厚生労働大臣 殿  
 中央最低賃金審議会会長 殿  
 大阪最低賃金審議会会長 殿  
 大阪労働局局長 殿

2016年 月 日

## ● 要請趣旨 ●

雇用労働者の4割以上が非正規雇用になり、労働者の4人に1人が年収200万円以下のワーキング・プアです。低賃金で不安定な仕事にしか就けず、結婚、出産・育児ができない人が増え、少子高齢化がますます進行し、社会基盤を硬直化させています。そのうえ大震災の被災地の復興や生活再建も進んでいません。

政府は、経済の好循環を実現するには賃金の引き上げが必要と言いつつ、地域別最低賃金は最も高い東京で907円、鳥取、高知、宮崎、沖縄では693円です。フルタイムで働いても、月額10万～13万円の手取りでは、健康で文化的な最低限の生活はできません。地域間の格差は214円に拡大し、労働力の地方から都市部への流出を招いています。地方・地域を再生させるうえでも、地域間の格差の是正と最低水準の大幅な引き上げが絶対に必要です。

安倍首相は「毎年最賃3%程度の引き上げを目指す」としていますが、この目標では2020年には全国加重平均で925円にしかならず、2010年雇用戦略対話の「できる限り早期の全国最低800円を確保し、2020年までに全国平均1000円をめざす」とする政労使の合意からは後退しています。

法人税の減税や円安が急速に進んだことで大企業の内部留保は前年度から14.4兆円積み増し、株主配当は12.1兆円と過去最高になっています。一方、消費増税の影響で物価は大幅に上昇し、労働者の実質賃金は厚生労働省毎月勤労統計調査10月確報でも0.4%の上り幅に抑えられ、低迷が続いています。真の「経済再生」を実現するには、中小企業への経済支援、下請け単価の改善を図り、最低賃金を引き上げることが必要です。人間らしく生活できる金額の最低賃金を基本に、生活保護基準、年金、下請け単価、家内工賃、課税最低限などを整備すれば、誰もが安心して暮らせる社会をつくることができます。

については2016年の最低賃金改定にあたり、下記事項が実現されるよう、貴職のご尽力をお願いします。

## ● 要請事項 ●

1. 最低賃金の地域間格差をなくし、全国一律の最低賃金制度の創設をめざすこと。
2. 最低賃金時間額を、すみやかに時間額1,000円以上へと引き上げ、大阪においては1,400円以上に引き上げること。
3. 全国一律最低賃金制度は、年金支給額、下請単価、業者や農家の自家労賃などに連動させ、ナショナル・ミニマム（国民生活の最低保障）の基軸とすること。
4. 最低賃金は、時間額だけでなく、日額、月額も明示すること。

氏名	住所
[REDACTED]	[REDACTED]
[REDACTED]	[REDACTED]
[REDACTED]	[REDACTED]
[REDACTED]	[REDACTED]
[REDACTED]	[REDACTED]

[取扱団体] 全大阪労働組合総連合／全国労働組合総連合

この署名用紙は、大阪府最低賃金審議会に提出します。  
 要請以外の目的に個人情報を使用されることはありません。





②

平成28年7月27日

大阪地方最低賃金審議会  
会長 富田 安信 殿

大阪地方最低賃金審議会特別小委員会  
委員長 服部 良子

最低賃金の改正決定の必要性の有無について（報告）

当小委員会は、平成28年7月5日開催の大阪地方最低賃金審議会（第316回）総会において付託された標記について、関係資料の検討、関係労使の意見聴取を実施し、慎重に審議を重ねた結果、下記の最低賃金について、改正決定の調査審議を行うことを必要と認めるとの結論に達したので報告する。

記

- ・ 大阪府塗料製造業最低賃金
- ・ 大阪府鉄鋼業最低賃金

2016年7月27日

大阪労働局長 苧谷 秀信 様

日本共産党大阪府議会議員団

団長 宮原 威

最低賃金の大幅引き上げ等を求める要望

5年連続の実質賃金の低下、2年連続の家計消費のマイナスなど、暮らしの悪化が進行し、マスコミ各社の世論調査でも、景気回復を実感せず、「格差」の拡大を感じている人が多数にのぼっている。大阪府内の実質賃金も、5年連続減(勤労統計地方調査、30人以上規模)、家計消費支出は2年連続のマイナスである。

家計最終消費支出は、国・地域の経済の5～6割を担っており、その大部分は賃金である。賃金の引き上げは、暮らしの向上につながることはもとより、景気回復や経済成長に欠かせない。

大阪府内の名目月額賃金(現金給与総額)は、2015年にはピーク時の1998年と比べて約2割減の33万5196円となった。月額約6万7千円、年間約80万円にも及ぶ所得減である。

所得減、低所得者層の増加は、将来不安の増大とも相まって消費抑制に拍車をかけ、経済的理由で結婚や子育てをためらう若者の増大さえ招いている。

こうしたなか、法律による最低賃金の大幅引き上げは重要である。

現在の大阪の地域別最低賃金は、時給858円で、前年から20円引き上げられたとはいえ、1日8時間、1カ月20日間働いても、税・社会保険控除前で月額13万7280円にとどまる。

安倍内閣は、制定賃金を早期に時給1000円とし、経済界に前年比3%の引き上げを求めているが、中小企業への支援と合わせ、ただちに1000円とし、1500円を目指すべきである。

大企業を中心とした賃金抑制と下請企業への圧力、労働法制の相次ぐ規制緩和による非正規雇用への置き換え、劣悪なブラック企業・バイトなどが賃金全体をひき下げている。

これ以上、労働法制を改悪するのではなく、残業時間規制はじめ、「人間らしく」働き続けることができるルールをつくることこそ必要である。同時に、政府・自治体が、大企業による「下請いじめ」の監視・取り締まり、若者を使い捨てにするなど違法な働かせ方を是正する取り組みや労働者の相談体制の強化などが求められる。

よって、下記事項について要望する。

記

1. 最低賃金を時給1000円とし、1500円を目指す。
2. 賃金引き上げのための中小企業への支援を強化する。
3. 労働法制はこれ以上改悪せず、労働者を守る立場での改善を図る。
4. ブラック企業規制法の制定及び、「下請いじめ」など大企業による不法行為の監視・取り締まりを強化する。



2016年7月27日

大阪地方最低賃金審議会会長 富田 安信 様

日本共産党大阪府議会議員団

団長 宮原 威

### 最低賃金の大幅引き上げ等を求める要望

5年連続の実質賃金の低下、2年連続の家計消費のマイナスなど、暮らしの悪化が進行し、マスコミ各社の世論調査でも、景気回復を実感せず、「格差」の拡大を感じている人が多数にのぼっている。大阪府内の実質賃金も、5年連続減(勤労統計地方調査、30人以上規模)、家計消費支出は2年連続のマイナスである。

家計最終消費支出は、国・地域の経済の5～6割を担っており、その大部分は賃金である。賃金の引き上げは、暮らしの向上につながることはもとより、景気回復や経済成長に欠かせない。

大阪府内の名目月額賃金(現金給与総額)は、2015年にはピーク時の1998年と比べて約2割減の33万5196円となった。月額約6万7千円、年間約80万円にも及ぶ所得減である。

所得減、低所得者層の増加は、将来不安の増大とも相まって消費抑制に拍車をかけ、経済的理由で結婚や子育てをためらう若者の増大さえ招いている。

こうしたなか、法律による最低賃金の大幅引き上げは重要である。

現在の大阪の地域別最低賃金は、時給858円で、前年から20円引き上げられたとはいえ、1日8時間、1カ月20日間働いても、税・社会保険控除前で月額13万7280円にとどまる。

安倍内閣は、制定賃金を早期に時給1000円とし、経済界に前年比3%の引き上げを求めているが、中小企業への支援と合わせ、ただちに1000円とし、1500円を目指すべきである。

大企業を中心とした賃金抑制と下請企業への圧力、労働法制の相次ぐ規制緩和による非正規雇用への置き換え、劣悪なブラック企業・バイトなどが賃金全体をひき下げている。

これ以上、労働法制を改悪するのではなく、残業時間規制はじめ、「人間らしく」働き続けることができるルールをつくることこそ必要である。同時に、政府・自治体が、大企業による「下請いじめ」の監視・取り締まり、若者を使い捨てにするなど違法な働かせ方を是正する取り組みや労働者の相談体制の強化などが求められる。

よって、下記事項について要望する。

記

1. 最低賃金の大幅引き上げを求める(最低賃金を時給1000円とし、1500円を目指す)。
2. 最低賃金引き上げのための中小企業支援を政府に求める。





(案)

平成28年7月28日

大阪労働局長  
苧谷秀信殿

大阪地方最低賃金審議会  
会長 富田 安信

最低賃金の改正決定の必要性の有無について（答申）

当審議会は、平成28年7月5日付けをもって最低賃金法第21条に基づき貴職から諮問のあった最低賃金の改正決定の必要性の有無について、慎重に審議した結果、下記の最低賃金について、改正決定の調査審議を行うことを必要と認めるとの結論に達したので答申する。

記

- ・ 大阪府塗料製造業最低賃金
- ・ 大阪府鉄鋼業最低賃金

# 中央最低賃金審議会目安に関する小委員会報告

平成 28 年 7 月 26 日

## 1 はじめに

平成 28 年度の地域別最低賃金額改定の目安については、累次にわたり会議を開催し、目安額の根拠等についてそれぞれ真摯な議論が展開されるなど、十分審議を尽くしたところである。

## 2 労働者側見解

労働者側委員は、最低賃金の水準が最低賃金法（昭和 34 年法律第 137 号）第一条に規定する法の目的を満たしているかどうかという観点から議論することが必要であると述べ、賃金改定状況調査の第 4 表に基づく最低賃金の引上げ幅の議論のみならず、最低賃金のあるべき水準を重視した議論が必要であると主張した。

また、目安制度の目的が、地方最低賃金審議会が地域別最低賃金を決定する際の基本的事項や賃金水準の全国的整合性を図ることであること等を踏まえれば、地域間格差を拡大する目安を示すことは不適當であり、その縮減をはかることが重要であると主張した。

さらに、生産年齢人口の減少など人口動態の変動を踏まえた上で、労働生産性を高めつつ、労働の質や量の変化に応じて最低賃金水準を引き上げることが重要であると主張した。

また、家族の生活に必要な賃金水準を確保するとともに、所得格差に歯止めをかける観点からは、現在の地域別最低賃金の水準は不十分であり、特に地域における労働者の生計費と賃金を重視しつつ、雇用戦略対話の全国で最低でも 800 円、全国平均 1,000 円という目標到達へ向け、早期にその道筋を示す目安額とすべきであると主張した。

労働者側委員としては、上記主張が十分に考慮されずに取りまとめられた下記 1 の公益委員見解については、不満の意を表明した。

## 3 使用者側見解

使用者側委員は、わが国の景気は緩やかな回復基調にあるものの、国内総生産（GDP）の約 6 割を占める個人消費は伸び悩むとともに、為替は円高傾向にあり、イギリスの EU 離脱問題などによって、世界経済の不透明感が一層増している中、テロへの世界的な不安などと相まって、日本経済の先行きに関する懸念は高まっていると主張した。また、中小企業については、倒産件数は減少しているものの、企業数は、2009 年の 420 万から 2014 年には 381 万社に減少するなど廃業は依然として多く、人手不足や事業継承の問題も深刻化しており、総じて厳しい経営状況にある

と主張した。

また、使用者側委員としては、近年の最低賃金が、景気や経営の実態とは関係なく、いわゆる「時々の事情」によって大幅な引き上げが行われ続けてきたとの認識を示し、地域別最低賃金の近傍で働く労働者が増加している中で、中小零細企業の経営体質を強化する支援策が拡充されることなく、最低賃金を大幅に引き上げることへの懸念を表明した。

また、「ニッポン一億総活躍プラン」（平成 28 年 6 月 2 日閣議決定）における最低賃金に関する記載については、最低賃金を毎年自動的に 3%引き上げることの意味するのではなく、名目 GDP 成長率が 3%を下回る場合は、当該経済状況に配慮し、最低賃金の引上げを抑えるものであるとの認識を示すとともに、「ニッポン一億総活躍プラン」の検討をはじめた昨年秋と比べて、我が国経済の状況や、中小企業を巡る経営状況が悪化している点を考慮すべきことを主張した。

使用者側委員としては、中小企業、小規模事業者全体の生産性向上が達成されておらず、政府の支援施策も不十分である中で、各種統計データに基づかずに、引上げの具体的な根拠が説明できない目安を示すことになれば、地方での審議において大きな混乱を招くことになると主張した。

その上で、今年度の最低賃金の決定にあたっては、最低賃金法の原則である、地域における労働者の生計費、賃金及び通常の事業の賃金支払能力の 3 要素に基づき、最低賃金引上げの前提条件である名目 GDP 成長率、中小企業や小規模事業者の生産性向上に向けた支援の状況、取引条件の改善等に関する状況を踏まえながら、各種統計データ、特に、中小零細企業の賃金引上げの実態を示す賃金改定状況調査結果の第 4 表のデータを重視した議論を行うべきであると主張した。

使用者側委員としては、上記主張が十分に考慮されずに下記 1 の公益委員見解が取りまとめられることについて、不満の意を表明した。

#### 4 意見の不一致

本小委員会（以下「目安小委員会」という。）としては、これらの意見を踏まえ目安を取りまとめるべく努めたところであるが、労使の意見の隔たりが大きく、遺憾ながら目安を定めるに至らなかった。

#### 5 公益委員見解及びその取扱い

公益委員としては、今年度の目安審議については、平成 23 年 2 月 10 日に中央最低賃金審議会において了承された「中央最低賃金審議会目安制度の在り方に関する全員協議会報告」の 4(2)で合意された今後の目安審議の在り方を踏まえ、加えて、「ニッポン一億総活躍プラン」、「経済財政運営と改革の基本方針 2016」（平成 28 年 6 月 2 日閣議決定）及び「日本再興戦略 2016」（同日閣議決定）に配意し、諸般の事情を総合的に勘案し、下記 1 のとおり公益委員の見解を取りまとめたものであ



る。

目安小委員会としては、地方最低賃金審議会における円滑な審議に資するため、これを公益委員見解として地方最低賃金審議会に示すよう総会に報告することとした。

また、地方最低賃金審議会の自主性発揮及び審議の際の留意点に関し、下記2のとおり示し、併せて総会に報告することとした。

さらに、政府において、中小企業・小規模事業者の生産性向上等のための支援や、取引条件の改善等に引き続き取り組むことを強く要望する。

また、行政機関が民間企業に業務委託を行っている場合に、年度途中の最低賃金額改定によって当該業務委託先における最低賃金の履行確保に支障が生じることがないように、発注時における特段の配慮を要望する。

## 記

- 1 平成 28 年度地域別最低賃金額改定の引上げ額の目安は、次の表に掲げる金額とする。

平成 28 年度地域別最低賃金額改定の引上げ額の目安

ランク	都道府県	金額
A	千葉、東京、神奈川、愛知、大阪	25 円
B	茨城、栃木、埼玉、富山、長野、静岡、三重、滋賀、京都、兵庫、広島	24 円
C	北海道、宮城、群馬、新潟、石川、福井、山梨、岐阜、奈良、和歌山、岡山、山口、香川、福岡	22 円
D	青森、岩手、秋田、山形、福島、鳥取、島根、徳島、愛媛、高知、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島、沖縄	21 円

- 2 (1) 目安小委員会は、今年度の目安審議に当たって、平成 23 年 2 月 10 日に中央最低賃金審議会において了承された「中央最低賃金審議会目安制度の在り方に関する全員協議会報告」の 4 (2) で合意された今後の目安審議の在り方を踏まえ、特に地方最低賃金審議会における合理的な自主性発揮が確保できるよう整備充実に努めてきた資料を基にするとともに、「ニッポン一億総活躍プラン（平成 28 年 6 月 2 日閣議決定）、経済財政運営と改革の基本方針 2016（同日閣議決定）及び日本再興戦略 2016（同日閣議決定）に配意した」調査審議が求められたことに特段

の配慮をした上で、地域別最低賃金の最高額に対する最低額の比率が低下してきたこと、影響率が高まる傾向にあること等、諸般の事情を総合的に勘案して審議してきたところである。

目安小委員会の公益委員としては、地方最低賃金審議会においては、地域別最低賃金の審議に際し、目安を十分に参酌することを強く期待する。

(2) 生活保護水準と最低賃金との比較では、前年に引き続き乖離が生じていないことが確認された。

なお、来年度以降の目安審議においても、最低賃金法（昭和 34 年法律第 137 号）第 9 条第 3 項に基づき、引き続き、その時点における最新のデータに基づいて生活保護水準と最低賃金との比較を行い、乖離が生じていないか確認することが適切と考える。

(3) 目安小委員会の公益委員としては、中央最低賃金審議会が今年度の地方最低賃金審議会の審議の結果を重大な関心をもって見守ることを要望する。